**第38回三国花火大会実行委員会事務局補助業務委託**

**公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務委託の目的

　三国花火大会実行委員会は、第38回三国花火大会を開催するにあたり、より良い大会となるために、開催趣旨に賛同をいただける企業や団体等に対し広く協賛金の募集をすると共に、花火大会を広く知ってもらうためのパンフレットを作成する。

　本プロポーザルは、この三国花火大会の協賛企業の募集並びにパンフレット作成の業務を委託するものを選定するために実施する。

２．事業を実施する組織の名称

　　三国花火大会実行委員会（以下「委託者」という。）

３．イベント概要

(１)　大会名　　　　　第38回　三国花火大会

(２)　開催日　　　　　平成30年8月11日（土・祝）

　　　　　　　　　　　※小雨決行、荒天の場合、12日（日）、13日（月）と順に順延

(３)　打上場所　　　　三国サンセットビーチ（福井県坂井市三国町宿、米ケ脇地係）

４．プロポーザル概要

「第38回　三国花火大会」について、次の業務の提案を募集する。

(１)　業務名　　　　　第38回三国花火大会実行委員会事務局補助業務

(２)　業務内容　　　　[協賛企業募集業務]、[パンフレット作成業務]、[新聞広告業務]とする。

各業務の詳細は、別紙「第38回三国花火大会実行委員会事務局補助業務委

託　仕様書」（P6）、「第38回三国花火大会　協賛企業募集業務要領」（P8）、

「第38回三国花火大会　パンフレット作成業務要領」（P11）及び「第38

回三国花火大会　新聞広告業務要領」（P15）に記載のとおりとする。

(３)　業務期間　　　　契約締結の日から平成30年8月31日(金)まで。

　(４)　契約上限額　　　3,800,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

　　　　　　　　　　　　ただし、協賛企業募集業務の委託料は含まない。協賛企業募集業務の委託料は別紙「第38回三国花火大会　協賛企業募集業務要領」第４項（P10）のとおりとする。

(５)　参加資格要件　　本プロポーザルに参加できるものは、本業務を効果的かつ効率的に実施できるものであり、以下の全ての条件を満たすものであること。

①　広告代理店として、業種登録をしているものであること。

②　当事務局で行なう打合等に常時参加できる体制をとれるものであるこ

と。

③　過去５年以内(平成24年1月1日以降)に本業務と同種の業務、又は、

類似する業務の履行実績を有するものであること。

④　既存の三国花火大会実行委員会の取り組みについて、十分な知識と理

解を有していること。

⑤　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号に掲げるものでないこと。

⑥　地方自治法施行令第167条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

⑦　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、及び、その利益となる活動を行なうものでないこと。

⑧　社会更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされているものでないこと。

⑨　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

５．参加申込み

(１)　提出書類　　　　①　プロポーザル参加意思表明書【様式第１号】（P17）

②　会社概要説明書【様式第２号】（P18）又は会社概要パンフレット

　　　　　　　　　　　　③　履行実績書【様式第３号】（P19）

　(２)　提出部数　　　　１部

　(３)　提出期限　　　　平成30年2月16日(金)　17時必着

　(４)　提出場所　　　　三国花火大会実行委員会事務局

〒919－0592　坂井市坂井町下新庄1－1　坂井市観光産業課内

(５)　提出方法　　　　①　提出場所への持参を原則とする。

②　受付は、土・日曜日、祝日を除く9時から17時までとする。

③　やむを得ず郵送する場合は、封筒の表面に「プロポーザル参加意思表明書類等在中」と朱書し、平成30年2月16日(金) 17時までに必着となる方法で送付すること。なお、主催者は郵送事故等の責任は一切負わない。

　(６)　その他　　　　　①　受付期間内に参加意思表明書類等を提出できなければ、本プロポーザルに参加できない。

　　　　　　　　　　　　②　提出された参加意思表明書類等は返却しない。

　　　　　　　　　　　　③　参加意思表明書類等の記載事項に変更が生じた場合は、直ちにその旨を書面で連絡すること。

④　参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式は自由)を平成30年2月23日（金）17時までに提出すること。

６．業務に関する質問について

(１)　質問の受付期間　平成30年2月16日(金)　17時必着

　(２)　質問先及び方法　委託者へ質問書【様式第４号】（P20）を電子メール送付することにより行なう。宛先は（kankou@city.fukui-sakai.lg.jp）。ＦＡＸや電話・来庁による口頭等での質問は受付けないものとする。

(３)　質問への回答　　平成30年2月20日(火)までに、競争上の地位その他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、参加申込みをした全社に回答する。ただし、辞退した事業者への回答はしない。

７．企画書の提出について

(１)　提出期限　　　　平成30年2月23日(金)　17時必着

(２)　提出書類　　　　下記表のとおり。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 書　類　名 | 記載事項等 | 提出  部数 |
| １ | 提　　　案　　　書 | （１）指定様式による【様式第５号】(P21) | １部 |
| ２ | 協賛企業募集業務の委託料及び目標額 | （１）指定様式による【様式第６号】（P22） | １部 |
| ３ | 見　　　積　　　書 | （１）指定様式による【様式第７号】（P23） | １部 |
| ４ | 事 業 費 内 訳 書 | （１）任意様式による  （２）事業費の内訳を記載すること  （３）事業費内訳書に値引きの記載は認めない | １部 |
| ５ | 企　画　書　表　紙 | （１）任意様式による | ７部 |
| ６ | 企　　　画　　　書 | （１）任意様式による | ７部 |
| ７ | スケジュール表 | （１）任意用紙による | ７部 |

1. 原則Ａ４サイズとするが、スケジュール表はＡ３サイズも認める。た

だし、その場合はＺ折をして提出すること。

1. フォントは明朝体又はゴシック体とし、フォントサイズは１２ポイント以上とする。
2. №「２」の協賛企業募集業務の委託料及び目標額について、協賛企業募集業務の支払委託料は、支払委託料（固定分）を定めて、それとは別途に協賛金の募集額に応じて委託料割合を定めて、累進方式により計算した金額を、支払委託料（固定分）に加算して支払う。[委託料割合]、[支払委託料（固定分）]に提案者が記載し、[募集協賛金目標額]に、募集する協賛金の目標額を記載の上、提出すること。ただし、募集協賛金最低目標額は５００万円とする。

　　　　　　　　　　④　№「４」の事業費内訳書について、[パンフレット作成業務]はパンフレットそれぞれについて内訳を記載すること。

　　　　　　　　　　⑤　№「１」から「４」の書類は、各１部を提出すること。

　　　　　　　　　　⑥　№「５」から「７」の書類は、番号順に並べて左綴じしたものを各７部提出すること。

　　　　　　　　　　⑦　⑤、⑥の書類をまとめて封筒に入れて提出すること。

(３)　提出場所　　　　三国花火大会実行委員会事務局

〒919－0592　坂井市坂井町下新庄1－1　坂井市観光産業課内

(４)　提出方法　　　　提出場所への持参、若しくは、郵送により、提出すること。

　　　　　　　　　　 なお、郵送等については、信書対応の宅配便を含む。

(５)　その他　　　　　①　提出された企画書等は返却しない。

　　　　　　　　　　　 ②　委託者は、提出者に無断で企画書等を利用しない。

③　提出後の差替え・追加・修正等は、８．(１)に定める追加資料を除き認めない。

④　企画書の作成等、提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

８．企画書等の審査について

　(１)　審査方法　　　 委託者において、提出された企画書と企画提案者のプレゼンテーションの内

容を審査する審査委員会を開催する。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に

審査を行ない、随意契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。

なお、審査にあたり、不明な点については、説明や追加資料の提出を求める

ことがある。

　(２)　審査実施 ①　日時　平成30年3月6日(火)

②　会場　坂井市役所　健康センター２階会議室　(坂井市観光産業課横)

③　その他　　詳細は、別途参加者に知らせる。

　(３)　審査項目　　　 別紙「第38回三国花火大会実行委員会事務局補助業務委託　審査基準」（P16）

のとおり。

(４)　実施時間　　　１社につき１５分程度

プレゼンテーション１０分程度、質疑応答５分程度

(５)　出席者　　　　１社につき５名までとする。

(６)　審査結果　　　平成30年3月9日(火)に、文書にて通知する。

(７)　留意事項　　　プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行なうものとする。又、こ

れらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。こ

の場合、プロジェクター（アナログ・デジタルともに対応）、スクリーンは委

託者が用意する。パソコン及びその他機器等の持込みは可能な範囲で許可す

る。

９．受託者の選定

公募型プロポーザル方式を採用する。なお、企画書の提出が１社となった場合においても、仕様を満たしている場合は、審査を行ない、基準を満たしている場合のみ、その業者を選定する。

１０．契約締結に向けての協議

　　審査の結果、最も優秀であったものを最優先交渉権者とし、企画書に記載された内容等に基づき、契約締結に向けて、具体的な協議を行なう。ただし最優先交渉権者との協議において、契約の締結に至らなかった場合は、審査の結果次点者とされたものと改めて交渉を行なうことができるものとする。

１１．スケジュール

(１)　公募開始　　　　　　　　　　　　平成30年2月　1日(木)

(２)　実施要領等に関する質問の受付　　平成30年2月 16日(金)まで　17時必着

(３)　参加意思表明書の提出期限　　　　平成30年2月 16日(金) 17時必着

(４)　実施要領等に関する質問の回答　　平成30年2月 20日(火)

(５)　企画書等の提出期限　　　　　　　平成30年2月 23日(金) 17時必着

(６)　プレゼンテーション等審査　　　　平成30年3月 6日(火)

(７)　通知　　　　　　　　　　　　　　平成30年3月 9日(金)

(８)　契約締結　　　　　　　　　　　　平成30年3月 14日(水) 以降

１２．失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(１)　提出書類に虚偽の記載があった場合。

(２)　実施要領に違反した場合。

(３)　公正を欠いた行為があったとして審査委員会が認めた場合。

(４)　提出書類に不備、錯誤があり、審査委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。

(５)　提出書類が提出期間外に到達した場合。

(６)　上限額を超える金額で見積書を提出した場合。

(７)　正当な理由なくプレゼンテーション・質疑に応じなかった場合。

１３．留意事項

(１)　本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

(２)　製作物に係る一切の著作権は委託者に帰属し、委託者において、成果物を加筆修正して使用する場合がある。

(３)　提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。

(４)　提出された提案書等は、坂井市情報公開条例に基づき、公開することがある。

(５)　プロポーザル参加業者名は、一切公表しない。

(６)　本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については委託者が定める。

１４．問合せ先

　三国花火大会実行委員会　事務局（坂井市役所観光産業課内）

〒919-0592　福井県坂井市坂井町下新庄第1-1

　電話　0776-50-3152　　E-mail　kankou@city.fukui-sakai.lg.jp

　担当　荒井・中嶋・斉藤